

新型コロナウイルス（カナダ全土からの日本入国者に対する3日間の施設待機措置）

日本時間 2021 年 12 月 27 日（月）0 時以降、カナダ全土から日本に入国する方は、検疫所が確保する宿泊施設で 3 日間の待機を求められることになりました。

入国日の翌日から起算して 3 日目に再度新型コロナウイルス検査を受検され、陰性と判定された場合は、宿泊施設を退所できます。

宿泊施設を退所された後も、入国後 14 日間の残りの期間、自宅等で待機することが求められます。

詳しくは以下のウェブサイトをご覧ください。厚生労働省にお問い合わせください。

【外務省】

●海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C170.html

【厚生労働省】

●検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

●新型コロナウイルス感染症相談窓口 お問い合わせ先

（いずれの番号も日本時間の 9 時から 21 時まで対応。土日も含む。日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

- ・日本国内からかける場合：0120-565-653
- ・日本国外からかける場合：+81-3-3595-2176